

2 土第 741 号
令和 3 年 1 月 29 日

建設業関係団体の長 様

愛媛県土木部長
(公印省略)

電子入札システムにおける IC カード不正使用による
契約解除について（注意喚起）

電子入札システムにおける IC カードの使用に関しては、平成 29 年 7 月 14 日付 29 土第 264 号「電子入札システムにおける IC カード不正使用による入札参加資格停止について（注意喚起）」により注意喚起していたところです。

しかしながら、今回、本県発注業務の入札において、本社移転（法人登記変更）後に旧住所の IC カードを使用し入札に参加していたことが契約締結後に判明し、当該業務の契約を解除する事案が発生しました。また、IC カード不正使用に伴い、当該業者に対して愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づき、入札参加資格停止が行われました。

これまでの注意喚起にもかかわらず、同様の事案が発生したことは誠に遺憾であり、については、今後かかる事態が生ずることのないよう、貴会員（組合員）に対し、IC カードの記載事項に変更があった場合の適切な取扱い（IC カードの更新手続、変更届の提出、紙入札方式参加承諾願の提出等）について、改めて周知・ご指導いただくようお願いします。

IC カード不正使用となる例

- ・旧代表者名の IC カードで電子入札システムを使用
- ・旧商号の IC カードで電子入札システムを使用
- ・旧本社住所の IC カードで電子入札システムを使用
- ・他人の IC カードを不正に取得し、名義人になりすまして電子入札システムを使用

なお、前回の通知等を添付しますので、周知の際にご活用ください。（県ホームページにも掲載されています。）

愛媛県土木部土木管理局
土木管理課
契約・建設業グループ
電話：089-912-2643